

# 起業者向け補助金を紹介します

▽申請先／問い合わせ先Ⅱ産業政策室(☎内線106)

## 大船渡市起業者経営 安定化支援事業補助金

市内で新たに起業した人を対象に、補助金を交付します。  
▽対象Ⅱ市内に事業所などがあり、個人開業届の提出または会社設立登記を行い起業した日から5年以内の、市税を滞納していない人  
※この他、補助対象事業ごとに条件があります。  
▽補助対象事業・対象経費  
①スタート支援事業Ⅱ起業初期における経営の安定化を支援します。  
・補助対象経費Ⅱ事業所などの月額賃借料(敷金礼金は除く)、事業所などで使用する事務機器などのレンタル・リース料  
・補助率Ⅱ補助対象経費の2分の1  
②ステップアップ支援事業Ⅱ起業者が複数名で行う経営力向上に向けた取り組みを

支援します。

・補助対象経費Ⅱ研修会参加費や出張費(日当を除く)、会場使用料、旅費、講師謝金および印刷製本費など  
・補助率Ⅱ補助対象経費の3分の2  
・補助限度額Ⅱ5万円  
▽補助対象期間  
①スタート支援事業Ⅱ補助金交付決定日から1年間  
②ステップアップ支援事業Ⅱ補助金交付決定日から令和3年3月19日(金)まで

ジをご覧ください。

### ▽条件

①申請者が直接、事業または営業に携わること  
②法律に基づく資格が必要な場合は、必要な許認可などを取得し、または補助対象期間中に取得する見込みがあること  
▽補助対象経費  
・空き店舗または空き家を活用する場合Ⅱ設計費、内外装工事費、借家料、内外装の改修に係る原材料費、備品購入費、広告宣伝費  
・空き地を活用する場合Ⅱ借地料、備品購入費、広告宣伝費

## 大船渡市まちなか商店街・ 起業支援事業補助金

空き店舗を借りて新たに开店する人などを対象に、補助金を交付します。  
▽対象者Ⅱ商業集積地や中心市街地内の空き店舗、空き家または空き地を新たに使用する新規起業者または第二創業者で、市税を滞納していない人  
※対象エリアは、ホームページ

### ▽補助額

・商業集積地Ⅱ補助率は補助対象経費の4分の3、補助限度額75万円  
・中心市街地Ⅱ補助率は補助対象経費の2分の1、補助限度額50万円  
▽申請方法Ⅱ事前に個別相談(要予約)を受け、7月10日

(金)までに申請をしてください。  
・相談受付日程Ⅱ5月11日(月)～7月10日(金)  
▽補助対象期間Ⅱ補助金交付決定日から令和3年3月12日(金)まで

## 大船渡市6次産業化 支援事業補助金

地域の農林水産物を活用した加工品などの開発費、加工・販売施設整備費などに対して補助金を交付します。  
▽対象者Ⅱ次のいずれかに該当する市税を滞納していない人または団体  
①市内で事業を営む中小企業者(小規模事業者や農林漁業者を含む)  
②市内に事業所を有する農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法に基づく組合  
③①や②で構成される団体  
※加工施設等整備事業は、農林漁業者、または農林漁業者を構成員に含む団体に限りません。  
▽対象事業と対象経費  
①加工品等開発事業Ⅱ加工品などの試作開発費や販路開拓などにかかる経費

・補助率Ⅱ補助対象経費の3分の2  
②加工施設等整備事業  
・加工品などの開発または製造に必要な加工施設や機械などの整備にかかる経費  
・地域の農林水産物や加工品などを販売または提供する施設や什器などの整備にかかる経費(地域の農林水産物や加工品などが販売総額の5割以上を占めるもの)  
・補助率Ⅱ補助対象経費の2分の1  
▽補助上限額Ⅱ50万円  
▽申請方法Ⅱ事前に個別相談(要予約)を受け、7月10日(金)までに申請をしてください。  
・相談受付日程Ⅱ5月11日(月)～7月10日(金)  
▽補助対象期間Ⅱ補助金交付決定日から令和3年3月12日(金)まで

制度の詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ内検索コーナーから名前を検索ください

# 衛生的で快適な暮らしを実現します

## 公共下水道・漁業集落排水施設の

### 使用区域が広がりました

▽問い合わせ先Ⅱ下水道事業所(☎内線197・201)

## 盛町・大船渡町・赤崎町・ 猪川町・三陸町越喜来の 一部で新たに供用開始

3月31日から、次の区域で新たに下水道が使用できるようになります。

- ▽公共下水道の供用開始区域  
・盛町Ⅱ権現堂、下館下のそれぞれ一部
- ・大船渡町Ⅱ笹崎、永沢、上平、欠ノ下向のそれぞれ一部
- ・赤崎町Ⅱ跡浜、後ノ入、大洞、山口、蛸ノ浦のそれぞれ一部
- ・猪川町Ⅱ轆轤石、長洞、中井沢のそれぞれ一部



大船渡市公共下水道  
マンホールふたデザイン

▽漁業集落排水施設の供用開始区域  
・三陸町越喜来Ⅱ崎浜地区の一部

## 下水道への早めの接続を お願いします

下水道が使用できる区域に建物を所有する人は、排水設備の設置とトイレの水洗化を行い、3年以内に下水道に接続することが法律で定められています。

浄化槽を使用している場合も、できるだけ早く廃止し、下水道に接続してください。

## 受益者負担金制度について

下水道の施設は、道路や公園のような一般の公共施設と違って、利用者が特定の人に限られます。

したがって、公共下水道が整備されることにより、区域内で利益を受ける人に、その建設費の一部に充てるため、土地の面積に応じて、1度限り「受益者負担金」の納付をお願いしています。  
受益者は、原則として土地の所有者ですが、賃貸借などをしていて土地は、その権利者が受益者となります。例えば、土地を借りて建物を所有している場合、建物所有者が受益者となります。  
金額は、供用区域内の土地の面積に応じて決定し、1㎡当たり400円(1坪当たり約1,320円)です。  
受益者負担金の申告については、対象者に個別にお知らせするとともに、相談会を開催します。  
また、漁業集落排水施設の使用区域に居住し、その施設に接続して汚水を排水する人

は、加入負担金を納める必要があります。  
負担金の額は、処理区域によって異なります。

## 下水道工事へのご理解と ご協力をお願いします

令和2年度は、大船渡町の下平・砂子前・宮ノ前、猪川町の富岡などの地域で整備を予定しています。  
工事期間中は、ご不便やご迷惑をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 下水道への接続工事の 利子全額を市が負担

市では、公共下水道と漁業集落排水施設の利用促進のため、各施設への接続工事をする人に、金融機関からの融資のあっせん利子補給を実施しています。

制度を活用し、早めに下水道へ接続しましょう。

【融資あっせんの内容】  
▽限度額  
・一戸建て住宅、公民館などの集会所Ⅱ80万円以内

## 排水設備工事は 指定工事が行います

排水設備は個人の負担で設置することとなります。

排水設備工事は、一定の基準で行うことが条例で定められ、市の指定を受けた排水設備工事指定店でなければ施工できません。

指定店に工事を依頼すると、関係書類の提出など、市への手続きから工事の設計・施工までの一切を行います。

下水道などの利用に際して不明な点がありましたら、お気軽に問い合わせください